

3. 案件

(1) 東第 2 浄水場中央監視操作設備及びテレメータ更新工事

意見・質問	回答等
<p>○この工事の入札公告の中で、失格基準価格を設定していますが、失格基準について詳しく説明していただけますか。</p> <p>○失格基準価格については、令和 4 年度からの適用ですが、何か問合せ等ありましたか。</p> <p>○この案件については、入札価格が調査基準価格を下回っている業者を落札者として契約されています。当然、調査を実施されたと思われませんが、どのような調査をされ、契約に至ったのかをご説明いただけますか。</p>	<p>・長岡京市では低入札価格調査制度と最低制限価格制度の二つの制度を用いて、ダンピング受注、不当に安い価格での受注を避ける対策を取っております。この案件につきましてはは一般競争入札なので低入札価格調査制度を適用しております。こちらの失格基準価格ですが、令和 4 年 4 月から制度化したものでございます。調査基準価格よりも更に低い価格で設定した基準で、これを下回ると調査を行わず、契約に適合した履行がなされないと判断する基準となっております。</p> <p>・失格基準価格についての問い合わせは、特にありません。</p> <p>・調査につきましては、低入札価格調査制度運用基準に基づきまして入札価格に対する内訳書や手持ち工事の有無、過去に施工した公共工事の実績等の資料を求め、その内容を基に調査を行いました。今回提出された内訳書を確認したところ、長岡京市で積算した価格と比較して器機費の部分で大きく安価で積算されているという事がわかりましたので、その部分を中心に調査を行いました。安価である事について、事業者を確認したところ、中央監視設備に必要となるソフトウェアを自社の標準ソフトウェアが使用できたことで、開発費用が大幅に削減できたことから、この価格が実現できたという回答がありました。実際に導入予定の仕様書等の提出を求めまして、一つずつ項目を確認したところ、本市の求める仕様を満足していることが確認できましたので、契約内容に適合した履行ができると判</p>

<p>○調査基準価格を下回った場合の調査については、よくわかりました。</p> <p>○落札業者以外の入札価格が横並びになっていることについては、どのようにお考えですか。</p> <p>○調査基準価格は、入札参加業者が算出できるものですか。</p> <p>○わかりました。 それでは、この案件のまとめとして、意見聴取を行った結果、調査基準価格を下回る工事ではありましたが、原因分析が行われており、入札に関する手続きや経過について特に問題はないとします。</p>	<p>断し、落札業者として決定し契約を締結いたしました。</p> <p>・推測になりますが、調査基準価格に近付けた結果だと思えます。調査基準価格を下回れば調査を行います。調査の結果が問題なかったとしても技術者を一人増員しないといけな い、前払金が通常 4 割のところ が 2 割しか請求できない等のペナルティが発生します。その点を考慮して調査基準価格未 満で落札しても十分な利益を得られ ないと判断し、調査基準価格に近い 価格で入札されたものと考えていま す。</p> <p>・正確な調査基準価格を算出することは難しいですが、予定価格を公表して おりますので、その価格からある程 度の推測は可能だと思われ ます。</p>
--	--

(2) 東第 2 浄水場送水ポンプ (1 号) 取替工事

意見・質問	回答等
<p>○長岡京市の入札に関しては、基本的に地元業者の育成という観点から入札参加業者を募集していると思います。この案件に関しては、最初から近畿圏に募集地域を広げていますが、何か理由がありますか。</p> <p>○入札参加が少ない要因はありますか。</p> <p>○今回、東第 2 浄水場の工事を複数選んでいます。関連工事が同時期に発注されていますが、まとめて発注することは出来なかったのですか。</p> <p>○機械器具工事が専門的であること、業者ごとに得意分野があるということを踏まえても入札参加業者が少ないと思いますが、そのことに関して、納得のいく合理的な証明がなされていますので、この案件の入札に関する手続きや経過について特に問題はないとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まず、機械器具工事を最希望として登録している市内業者が 1 者だけであることが挙げられます。また、これまでの実績から入札参加業者が少ないこともありましたが、競争性を確保するため、当初から広い範囲で募集いたしました。 ・機械器具工事を最希望とする登録業者は多数ありますが、機械器具の種類が多岐にわたることから、今回のポンプ取替ができる業者が限られてくるのではないかと考えられます。 ・出来なくはないと思いますが、工種をまとめて発注しますと、機械器具工書の登録業者の中でポンプの取替しかできない業者は参加できなくなる事も考えられます。業者の中にも得意分野、不得意分野があると思いますので、そのあたりを考慮し、分割しての発注としています。

(3) 東第 2 浄水場曝気ファン用ダンパー等取替修繕

意見・質問	回答等
<p>○この案件では、全国に募集地域を広げても入札参加業者が 1 者です。工種が多岐にわたる業種であるとしても他に原因が考えられませんか。</p> <p>○今回の抽出案件の中で、東第 2 浄水場での送水ポンプ取替、曝気ファン用ダンパー修繕及びろ過機ろ材入替と 3 件あります。すべて、同時期に不具合が出たのか一定の期間を経て取替となったのかをお聞かせください。</p> <p>○この案件の入札に関する手続きや経過について特に問題はないとします。ただし、機械器具工事に関しては、競争性が確保できていないところがあります。他の工事と組み合わせて発注することが可能かどうか等、入札参加業者が増え、競争性が高まるような工事の発注方法について、検討していただきたいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・考えられるのは、工事の規模ではないかと思います。予定価格を見ていただきますと、かなり少額の工事となっております。おそらく、業者側から見れば、あまり魅力的ではない工事だったと思われます。 ・送水ポンプ及びろ過機ろ材につきましては、更新計画で定めた取替となります。曝気ファン用ダンパーに関しましては、不具合が生じたことにより、修繕で発注いたしました。

(4) 東第2浄水場ろ過機ろ材入替工事

意見・質問	回答等
<p>○この前の案件、曝気ファン用ダンパー等取替修繕の受注業者が入札に参加されていないのは、水道施設工事を最希望として登録されていないからですか。</p>	<p>・その通りです。</p>
<p>○競争入札等参加資格が最希望ではない場合もありますか。</p>	<p>・最希望登録の業者が少ない場合は、希望登録の業者を含めて発注することもあります。</p>
<p>○この案件では、近畿圏に枠を広げ公募していますが、地元業者は少ないのですか。</p>	<p>・水道施設工事を最希望で登録している地元業者はありません。</p>
<p>○最希望を募集条件に求めない場合は、1回目の入札が不調となった時ですか。</p>	<p>・その通りです。ただし、他に過去の入札実績から、最希望登録の業者のみで発注し、十分な競争性が確保できないことが予測できる場合等は1回目の公募から最希望を条件としないこともあります。</p>
<p>○今後、公募・選定基準を見直す予定はありますか。</p>	<p>・今のところございません。最希望工種のみ参加できることにより、多くの業者が受注機会を得られる様、進めていきたいと考えています。</p>
<p>○わかりました。平等に受注できるようにということですね。まとめに入ります。この案件の入札に関する手続きや経過について特に問題はないとします。ただし、先程の機械器具工事と同様に水道施設工事に関しても、競争性が確保できていないところがあります。入札参加業者が増え、競争性が高まるような工事の発注方法について、検討していただきたいと思います。</p>	

(5) 長岡京市自転車ネットワーク路線整備工事その 2

意見・質問	回答等
<p>○市内で、塗装工事を最希望で登録されている業者はありますか。</p> <p>○公募範囲を近畿圏まで広げないと入札参加業者数が確保できないということですね。</p> <p>○落札率が高いが何か要因があるのですか。</p> <p>○入札価格に差が出るとすれば、どのあたりになりますか。</p> <p>○わかりました。 まとめとして、この工事について、入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。</p>	<p>・ありません。</p> <p>・その通りです。</p> <p>・今回の工事で施工する自転車マークや青色矢印は、シール形式の材料となります。通常の白線を入れるようなものと異なり、材料等に費用が掛かります。資材の価格高騰があり、金額を抑えての入札が難しかったのではないかと推測しています。</p> <p>・材料単価等は差がつかないと思います。この工事では、舗装工事も含まれていることから、舗装業者が下請けに入っていますので、そのあたりで入札価格に差がつくのではないかと考えられます。</p>

(6) 長岡第四中学校貯水槽等改修工事

意見・質問	回答等
<p>○工事概要に建築工事、電気設備工事、機械設備工事と記載があります。管工事での発注となった理由を説明していただけますか。</p> <p>○主たるものはどういった基準で決まるのですか。</p> <p>○入札価格が、落札された 1 者を除き似通っていますが、価格に差がつきにくい工事だったということですか。要因の分析をされていれば、教えてください。</p> <p>○その中で、落札された 1 者だけが安いことが、気になります。最低制限価格以上ではあるので、問題ないとは思いますが。</p> <p>○この案件のまとめとして、入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。</p>	<p>・この案件の主たる工事が高架水槽の更新になりますので、管工事で発注しております。</p> <p>・工事価格の中で、最も高額な工事内容のものを主たる工事としています。</p> <p>・高架水槽、消火ポンプ等の材料価格が一定の金額となることから、入札価格に開きがなかったものと考えています。</p> <p>・今回の施工業者は本市の工事に初めて参加された業者で、この工事に関して、落札したいという思いがあったようです。</p>

(7) 長岡京駅前線 (第 4 工区) 残留物件撤去工事その 1

意見・質問	回答等
<p>○工事概要に構造物取壊工 73 m²、舗装工 36 m²とありますが、タイル・土間コンクリートの残置範囲が 73 m²、市の買収地がその内の 36 m²と理解してよろしいですか。</p>	<p>・本市で、タイル・土間コンクリートの取壊しを施工した部分が 73 m²で、アスファルト舗装を施工した部分が 36 m²となります。</p>
<p>○タイル・土間コンクリートの残置範囲 73 m²には、マンション用地が含まれているのですか。</p>	<p>・含まれています。</p>
<p>○マンション用地も含め、取壊工事を行ったのであれば、費用については、マンション建設業者と案分すべきではなかったのですか。</p>	<p>・現在のマンション建設予定地は病院の移転跡地で、用地買収時は移転前で営業をされておりました。市としては、現道の歩道が狭小なため、買収部分のタイルや土間コンクリートをそのまま歩道として利用しておりました。その後、病院用地がマンション用地として売却され、工事のための万能塀が買収部分との境界部に設置されましたが、その外側部分を歩道として継続して利用するため、土間コンクリート等はそのまま残置することとし、マンション敷地内で可能な範囲の撤去をしていただいたため、今回民地内に若干残った部分を市負担で取り壊したものです。</p>
<p>○それで取壊工事の費用は、市が負担することになったのですか。</p>	<p>・その通りです。</p>
<p>○今回の工事費の中に万能塀の一時撤去と再設置の費用は、含まれるのですか。</p>	<p>・含まれています。</p>
<p>○万能塀が設置される前に、工事に入るとはできなかったのですか。病院の解体工事が行なわれる時期に着手していれば、一時撤去と再設置の費用は発生しなかったのではないのですか。工事に入るタイミングが良くなかったのではないかと思いますか。</p>	<p>・解体工事のための万能塀設置時期の把握が出来なかったという、調整不足の部分はあります。タイミングによっては、もう少し手間が省け、工事費が安価になった可能性はあります。</p>

<p>○今回、特命随意契約とした理由は、入札による契約が不利ということになっていますが、その判断は、工事費が安くなるということですか。</p> <p>○マンション建設工事の工程に合わせ、万能塀を撤去し、外構工事に入るタイミングでの施工はできなかったのですか。</p> <p>○そうです。なぜ、このタイミングで施工されたのか疑問に感じます。工事の発注方法について、様々な方法を検討し、特命随意契約に至ったのかどうか、合理的に説明していただきたい。</p> <p>○今回の工事についての経緯はよくわかりました。まとめに入りたいと思います。意見聴取させていただき、入札に関する手続きや経過について、特に問題はないものと思います。 最後に、あえて意見を言わせていただきます。基本は競争入札で、特命随意契約は極力避けなければならない例外的な契約であ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事価格の有利さや工期短縮という面だけではなく、歩行者の安全を第一に考えました。マンション敷地側からの施工により、車道の片側通行は不要となり、歩行者が仮歩道で迂回することなく、安全に現況歩道を利用することができるということが最も大きな理由です。加えて、施工も円滑に進めることが可能なこと及び片側通行の場合に必要な車道の交通誘導員が費用となるなど費用面でも有利と判断しました。 ・ 万能塀の一時撤去と再設置の費用が不要になるのではないかとということですか。 ・ 街路工事を進めていく上で、既存道路の歩道が狭いこともあり、買収地を歩道として使用したいとの思いから、病院側のタイル・土間コンクリート等の取壊撤去は市で実施するというので、用地買収を行いました。街路工事の計画では、病院前道路の施工時期は数年先の予定であるため、取壊撤去工事につきましても数年先と考えていました。その後、病院の移転が決まり移転後の用地を売却されました。病院の解体工事が始まり、マンション建設業者から本体工事の支障となるため敷地内のタイル・土間コンクリート等の取壊撤去を要望され、検討した結果、今回の発注方法で工事を実施することといたしました。
---	---

様式 6 - 1 (定例会議)

<p>ると、十分意識していただいていることは理解しています。今後も入札監視委員会では、特命随契は意見聴取案件として選択されると思われます。特命随契で工事を施工される場合は、様々な方法を検討していただき、他の方法ではどの程度の金額になるのか等、説明できるように準備していただきたいと思います。</p>	
---	--